

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年11月27日)

〔件名〕

- 1 大山頂上避難小屋の供用開始等について  
(緑豊かな自然課)・・・2
- 2 氷ノ山三ノ丸休憩舎で発生した登山者の負傷事案について  
(緑豊かな自然課)・・・4
- 3 香川県及び福岡県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況  
について  
(緑豊かな自然課)・・・6
- 4 鳥取県食品衛生条例の一部改正(案)に係るパブリックコメントの  
実施結果について  
(くらしの安心推進課)・・・7
- 5 ヘルメット着用促進ワーキングについて  
(くらしの安心推進課)・・・8
- 6 県営住宅上粟島団地における学生ルームシェアに関する協定の  
締結について  
(住まいまちづくり課)・・・9
- 7 鳥取県住生活基本計画の改定について  
(住まいまちづくり課)・・・11
- 8 令和2年度第2回上・下水道広域化・共同化に係る検討会の  
開催概要について  
(水環境保全課)・・・12

生活環境部

## 大山頂上避難小屋の供用開始等について

令和2年11月27日  
緑豊かな自然課

平成31年3月から全面改修工事を行っていた大山頂上避難小屋について、令和2年11月6日に供用開始したので報告する。

また、大山入山協力金制度導入に向けた機運の醸成及び制度検討の参考とするため、大山登山者を対象としたアンケート調査を実施したので、調査結果の概要について報告する。

### 1 大山頂上避難小屋工事の概要

(1) 工事期間 [着手] 平成31年3月 [完成] 令和2年10月30日

※1期工事 (H31年3月～R2年7月)、2期工事 (R2年3月～R2年10月)

(2) 整備内容

○鉄骨造2階建て 延べ床面積：205.23㎡ (改修前：155.30㎡ (+49.93㎡))

・2階の増床により収容人数が50人増となった。

〔 収容人数(休憩)：改築前100人/約100㎡ ⇒ 改築後150人/約150㎡ ※1.0㎡/人換算  
※新型コロナウイルス対策のため、マスクの着用を促し、距離をとって利用いただいている。 〕

・床、柱、梁に県産材を使用した。(床：杉集積材、柱・梁：檜)

・階段の位置を変更することで、勾配を緩くし昇降のしやすさを改善した。

○トイレの洋式化 (男女別)

・改築前：和式3基(男女兼用) ⇒ 改築後：〔女性〕洋式2基(水洗(冬季使用不可))

〔男性〕洋式1基(冬季男女兼用) 小便器1基(増設)

○外壁、屋根、サッシ等の全面改修

・2階西側に大きな窓を設け米子市街、中海、宍道湖の眺望を改善した。

○太陽光発電設備(蓄電池含む)の更新

・室内照明やトイレの給水ポンプ、浄化槽などの電力として活用する。

○照明器具のLED化

○倉庫の増設(内外に5ヶ所設置 計28.7083㎡)

(3) 事業費(頂上避難小屋のみ)

204,603千円

〔 設計費：4,363千円

工事費：200,240千円(1期：110,150千円、2期：90,900千円) 〕

(4) 施工者

〔建築・機械設備工事〕(株)金田工務店(1期工事、2期工事とも)

〔電気設備〕(有)東洋産電(1期工事)／岡田電工(株)(2期工事)

<参考>

〔大山6合目避難小屋〕10月23日(金)から供用開始済(改築、携帯トイレブース設置等)

〔大山頂上碑〕移設が完了し、10月14日に山頂で記念式典を実施済

※移設工事は、大山の頂上を保護する会(工事担当：大山町)が実施

〔駒鳥避難小屋(琴浦町野井倉)〕10月28日(水)から供用開始済

(石積(外壁)を残して改修、携帯トイレブース設置等)

※大山周辺の避難小屋は全て利用可能となった。



(大山頂上避難小屋)



(大山頂上碑)

## 2 大山入山協力金に関するアンケートの概要

(1) 実施期間 令和2年10月9日(金)～11月8日(日)

(2) 実施方法 とっとり電子申請システムによる電子アンケート

※10月10日(土)、11日(日)、17日(土)、18日(日)、24日(土)、25日(日)、31日(土)、  
11月1日(日)の8日間は、大山南光河原駐車場において現地調査を実施した。

(3) アンケート内容

入山協力金制度導入の賛否、入山協力金の使途、収受方法 等

(4) 結果概要

回答数：494

①属性等

〔居住地〕 県内：125(25.3%)／県外：366(74.1%)／不明：3(0.6%)

〔年代〕 10代：5(1.0%)／20代：68(13.8%)／30代：66(13.4%)／40代：97(19.6%)

50代：143(28.9%)／60代：79(16.0%)／70代以上：36(7.3%)

〔性別〕 男性：351(71.1%)／女性：140(28.3%)／無回答：3(0.6%)

〔大山登山の回数〕 初めて：161(32.6%)／2回以上：329(66.6%)／不明：4(0.8%)

〔大山に登った理由〕 ※複数回答

自然の景色を楽しむため：377(50.4%)／日頃の疲れを癒すため：117(15.7%)

以前に登って気に入ったから：94(12.6%)／日頃から登っている：88(11.8%)

新型コロナにより他の山に登りに行くことが難しいから：12(1.6%)

その他(体力づくり：12(1.6%)／日本百名山：10(1.3%)／家族・友人に誘われて：10(1.3%)

／一度は登って見たかった：3(0.4%)／その他：25(3.3%)

②入山協力金

〔制度導入の賛否〕 賛成：425(86.0%)／反対：8(1.6%)／どちらともいえない61：(12.4%)

〔協力金の金額〕 300円：168(34.0%)／500円：185(37.5%)／どちらでもよい：97(19.6%)

その他：32(6.5%)／無回答：12(2.4%)

※その他：100円、200円、1,000円、2,000～5,000円、自由、年間パス 等

〔協力金の使途〕 ※複数回答

山頂の水洗トイレの管理：382(29.7%)／登山道・標識などの修繕：378(29.4%)／植生保護・

復元：253(19.7%)／登山者へのマナー啓発活動：113(8.8%)／携帯トイレの運用：93(7.2%)

／大山の魅力発信：60(4.7%)／その他：7(0.5%)

※その他：小屋の管理、駐車場整備、限定すべきでない

〔記念品の要否〕 必要：54(10.9%)／不要：288(58.3%)／どちらでもよい：139(28.2%)

無回答：13(2.6%)

(5) 主な意見

- ・大山の素晴らしい自然を保護するために協力金をぜひ導入すべき。
- ・協力金は全額を大山の整備に使ってもらいたい。記念品は必要ない。
- ・協力金を徴収するために人件費がかかるのはいかがなものか。
- ・協力金の使途は明確にしたほうがよい。
- ・毎週登っているので負担が大きい。トイレ使用料として徴収すればよい。
- ・携帯トイレは有料にしたらよい。

今後、アンケート結果も参考にしながら、来年度実施を予定している実証事業に向けて大山山岳環境保全協議会(仮称)準備会において検討を進める。

# 氷ノ山三ノ丸休憩舎で発生した登山者の負傷事案について

令和2年11月27日  
緑豊かな自然課

氷ノ山三ノ丸休憩舎で発生した登山者の負傷事案及び対応状況等について、その概要を報告する。

## 1 事案の概要

- (1) 日 時 令和2年11月14日(土) 午後1時頃
- (2) 場 所 氷ノ山 三ノ丸休憩舎(県管理施設)(八頭郡若桜町つく米)
- (3) 負傷者 男性1名(60代)
- (4) 経 緯
  - ・令和2年11月14日(土)、県外のグループ7名で登山をされていた。
  - ・下山途中に立ち寄られた三ノ丸休憩舎2階展望台の床板1枚が抜け、左脚がはまり、床に手をつかれた。
  - ・自力で下山後、医療機関で左膝の打ち身及び左肩・上腕骨にひびが入っているとの診断を受けられた。
  - ・令和2年11月16日(月)朝、グループメンバーから鳥取森林管理署に連絡があり判明した。
- (5) 施設の概要  
氷ノ山 三ノ丸休憩舎(木造2階建:1階トイレ、2階展望台) ※建築:平成6年7月

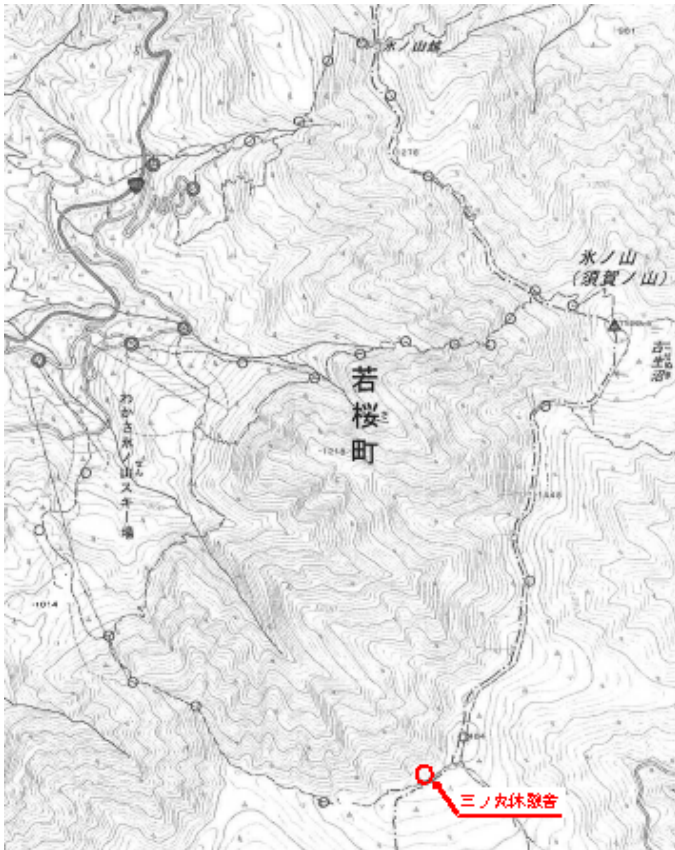
## 2 対応状況

- (1) 負傷者への対応  
損害賠償請求等について協議を行っている。
- (2) 当該施設に対する措置等
  - ・令和2年11月16日(月)、当該休憩舎の2階への立入禁止措置を実施した。
  - ・令和2年11月19日(木)、営繕課建築技師が現地を確認し、破損の原因は床材の劣化により梁から外れたことによるものと確認した。
- (3) 他の施設の緊急点検  
県管理の他の休憩舎、公衆便所等について、職員による緊急点検を実施している。  
※対象の24施設のうち18施設の安全を確認済み。残り6施設についても12月4日(金)までに点検を完了する予定。(11月24日時点)

今後も引き続き定期的な点検を実施し、これまで以上に施設の不具合の有無に注意を払うとともに劣化等が進行して施設の破損が生じる前に修繕等の対策を講じる。

〔事案発生場所〕

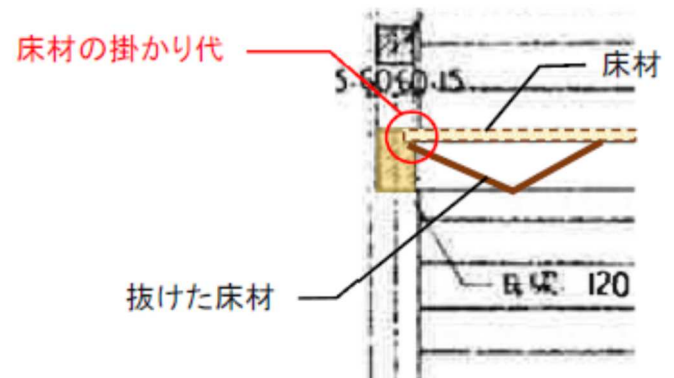
【位置図】



【三ノ丸休憩舎】



(損傷箇所)



(立入禁止措置)



# 香川県及び福岡県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

令和2年11月27日  
畜産課  
緑豊かな自然課

令和2年11月5日に香川県三豊（みとよ）市の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザが発生後、香川県内で7例が続発し、11月25日には福岡県宗像市でも1例が発生したので報告します。

## 1 高病原性鳥インフルエンザの発生状況

### (1) 養鶏場における発生状況

(R2.11.25 現在)

	発生日	発生地	鶏種	飼養羽数	防疫措置完了※
1例目	R2.11.5	香川県三豊市	採卵鶏	317,201羽	R2.11.15
2例目	R2.11.8	〃 東かがわ市	採卵鶏	46,259羽	R2.11.12
3例目	R2.11.11	〃 三豊市	肉用種鶏	10,587羽	R2.11.21
4例目	R2.11.13	〃 三豊市	肉用種鶏	10,334羽	R2.11.17
5例目	R2.11.15	〃 三豊市	採卵鶏	77,089羽	殺処分完了
6例目	R2.11.18	〃 三豊市	採卵鶏 関連4農場	約147,000羽 約208,000羽	殺処分完了 殺処分完了
7例目	R2.11.18	〃 三豊市	採卵鶏	約495,000羽	殺処分完了
8例目	R2.11.21	〃 三豊市	採卵鶏	約77,000羽	殺処分完了
9例目	R2.11.25	福岡県宗像市	肉用鶏	約94,000羽	殺処分中

※防疫措置完了とは、殺処分、死体の処理、汚染物品の処分、鶏舎の消毒が全て終了した状態

### (2) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

	採取地	種名	確定検査日	亜型	野鳥重点監視区域 指定状況
1例目	北海道紋別市	野鳥糞便	R2.10.30	H5N8	R2.10.30 解除(R2.11.2324時)
2例目	鹿児島県出水市	環境試料(水)	R2.11.13	H5N8	R2.11.13
3例目	鹿児島県出水市	野鳥糞便	R2.11.17	H5N8	R2.11.17
4例目	鹿児島県出水市	環境試料(水)	R2.11.20	H5N8	指定済(R2.11.13)

## 2 本県の対応状況

これまで県関係機関を招集した庁内連絡会議を2回開催し、高病原性鳥インフルエンザへの対応を確認、関係機関等に情報提供を行った。

### (1) 養鶏関係

- ・養鶏場81農場に対し、立入検査、情報提供及び注意喚起を実施。全養鶏場で異常がないこと及び発生農場と疫学的な関連がないことを確認。
- ・県内養鶏場へウイルス侵入防止対策のため消石灰を配布し、消毒の徹底を指導。
- ・香川県での発生により雛の導入などで影響を受ける県内の養鶏農場に対し、経営支援策（資金の無利子化）を措置し、情報提供。現在まで利用希望無し。

### (2) 野鳥関係

- ・香川県三豊市養鶏場での検出を受け、環境省が11/5に野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引上げ。
- ・緑豊かな自然課、各総合事務所で、渡り鳥が集まる河川、湖沼等の監視を実施。（東部31カ所、中部10カ所、西部：29カ所、週に1～2回）、野鳥の大量死等の異常は確認されていない。
- ・野鳥の死亡及び衰弱個体を対象として、環境省のマニュアルに基づきウイルスの保有状況を調査。
- ・米子水鳥公園で10月に水鳥の糞便を100検体採取し環境省が検査。11/16に陰性の発表。12月追加調査を実施予定。
- ・野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施。その他愛玩鳥（家きんを除く）飼育者への情報提供。

## 3 今後の予定

- ・県内養鶏農場に対し消毒の徹底、野鳥の侵入防止対策等飼養衛生管理基準遵守の指導を継続して行う。
- ・野生野鳥の監視体制を維持していく。

# 鳥取県食品衛生条例の一部改正(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年11月27日

くらしの安心推進課

鳥取県食品衛生条例の一部改正案に係るパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

## 1 パブリックコメント実施結果

- (1) 意見募集期間：10月23日（金）～11月5日（木）（14日間）
- (2) 意見総数：延べ15件（5名）
- (3) 主な意見と対応方針

これまで営業許可の対象ではなかった漬物製造業について事業継続に配慮してほしい旨の意見が寄せられたため、新たに許可対象となる業種について営業実態を踏まえた施設基準を再検討する。

<対応区分> 盛込済（◎）、今後検討（△）、その他（－）

項目	意見の内容	県の対応方針（案）	対応
新たに許可の対象となる業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猶予期間があったとしても、新たに許可取得するためのハード整備は経済的に厳しい。</li> <li>・漬物製造は個人営業が多く、特に高齢者にとっては許可のために将来的な投資をするのはハードルが高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、県内において漬物等の新たに許可の対象となる食品にかかる食中毒が発生していないことを踏まえ、県内の該当施設の把握、調査を行い、現場の実態に配慮した施設基準について再度検討する。</li> </ul>	△
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの農業者が行う漬物製造業について救済措置を御検討いただきたい。（許可基準に適合した製造加工施設の整備など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JAや漬物製造事業者に対して、新たに設ける施設基準に適合する既存の加工施設を活用するよう働きかける。</li> </ul>	△
施設基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉販売業で精肉を量り売りするのみの場合でも「室」が必要か。区画でも良いか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量り売りのみの営業の場合、衛生管理が確保されれば区画された場所でも「室」と同程度と認められるので、営業者の営業実態を十分に聴取し、適当な施設・設備を求めることとする。</li> </ul>	◎
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産製品製造業において生食用食品の製造は想定されないのではないか。水産製品製造業にかかる基準のうち、生食用鮮魚介類にかかる基準は不要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カルパッチョ等の生食用食品を取り扱う営業者が想定されることから、基準は存置することとする。</li> </ul>	－
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生食用食肉の基準の対象となる食品を教えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生食用食肉は牛の食肉（内臓を除く）であって生食用として販売するものに限られるが、営業者に対して分かりやすい周知を徹底することとする。</li> </ul>	－

## 2 今後のスケジュール(予定)

- ～令和2年12月 施設基準の検討、関係団体との協議
- 令和3年1月中旬 食の安全推進会議で条例案の協議
- 令和3年2月下旬 2月議会に条例改正案を附議
- 6月1日 改正条例施行
- ～令和6年5月末 これまで許可不要だった営業者の許可取得期限（施行から3年間は許可の取得を猶予）



# ヘルメット着用促進ワーキングについて

令和2年11月27日  
くらしの安心推進課

自転車用ヘルメットの着用率向上を図るため、庁内にワーキンググループを立ち上げ部局横断で対策を検討・実施することとしたので、その取組の概要を報告する。

## 1 開催日

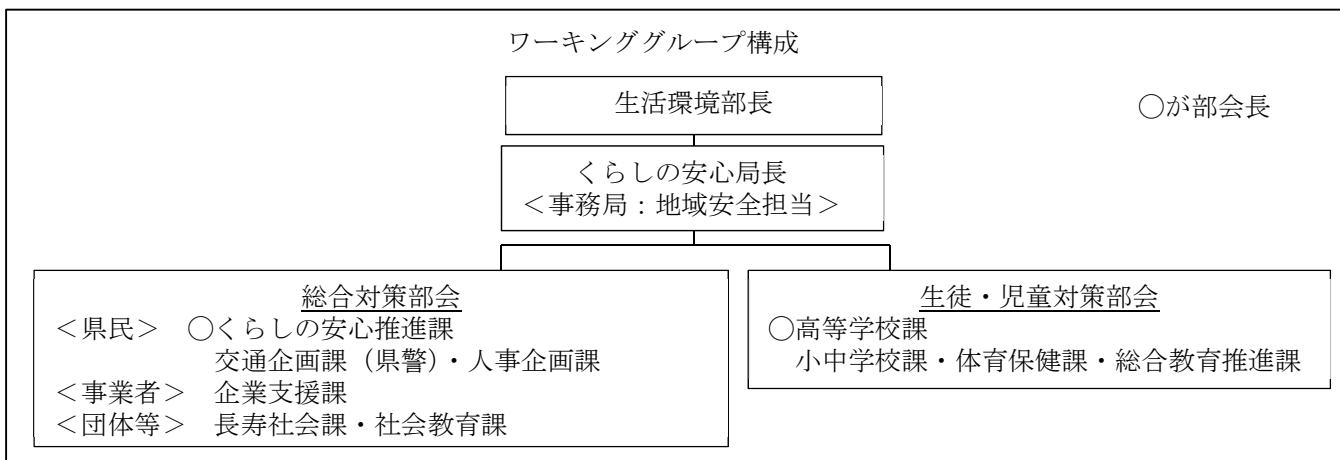
第1回11月6日（金）、第2回11月19日（木）

## 2 取組の実施・検討状況

実施手順・項目	内容
① 条例の周知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビスポット24本(15秒間)を民法3局で放送(11月20日～30日)</li> <li>○県政だより掲載(1月号)</li> <li>○駅前広告塔(鳥取、倉吉、米子)へ掲示(1月～3月)</li> <li>○年末の交通安全運動期間中(12月14日～23日)に各警察署、各市町村、交通安全協会と連携してチラシ配布(16,000枚)による街頭広報</li> <li>○県内86の自転車安全整備店へのチラシ配架(11月19日～)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工団体へチラシを発送して、各事業所で従業員等へ周知(11月11日～)</li> <li>○連合婦人会で広報啓発(11月29日鳥取県婦人大会)</li> <li>○老人クラブ連合会で交通安全研修を実施(12月9日地域支え合い研修会)</li> <li>○企業や団体と協定締結して従業員等のヘルメット着用促進の取組などを検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車乗車中のヘルメットの着用促進について通知(11月12日付総務部行財政改革局長)</li> <li>○職員用パソコン起動時広告(11月12日～)</li> <li>○県庁前交差点でのチラシ配布(11月16日、12月1日、12月15日)</li> <li>○庁内放送による呼びかけ(11月13日～12月25日)</li> <li>○県庁舎自転車置き場への看板設置(11月18日～)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヘルメット着用や損害賠償責任保険加入を自転車通学許可条件に追加する方向で協議を実施</li> <li>・校長会、高等学校指導部連盟等でヘルメット着用促進の取組の進め方を説明</li> <li>・高等学校PTA連合会総会、各学校における新入生保護者説明会等で自転車通学許可条件の変更を周知</li> <li>・高校生マナーアップさわやか運動や交通安全運動期間等におけるチラシ等による自転車用ヘルメット着用の重要性の周知</li> <li>・各学校での自転車交通安全教室の開催を推進(講師派遣、教材提供等)</li> <li>・その他より実効性を高めるための事業を検討</li> </ul>
②着用率調査	○毎年度当初に県内3か所で通勤通学時間帯にカウンター計測

## 3 ワーキンググループの構成と役割

生活環境部長をトップとした2部会(①県民、事業所、団体への普及を行う部会、②生徒や児童への普及を行う部会)で構成し、ヘルメット着用及び保険加入の促進策を検討し、取組につなげる。



## <参考>

- 本県における令和2年中の自転車乗車中の死亡事故者は4人で交通事故死亡者の25%を占める。平成22年から令和元年までの10年間で、自転車事故によって32人が死亡し、1,634人が負傷しており、出会い頭事故が約6割を占める。(鳥取県警)
- 自転車乗車中の死亡事故のうち、頭部が致命傷となった事故は約6割であり、ヘルメット非着用の場合、着用時に比べて約2.4倍も致死率が高くなる。(警察庁)
- 本県の着用率は全国3位ではあるものの、わずか18%にとどまっている。(令和2年7月に実施された自転車ヘルメット委員会が行った全国調査結果)



# 県営住宅上粟島団地における学生ルームシェアに関する協定の締結について

令和2年11月27日  
住まいまちづくり課

県営住宅上粟島団地（以下「上粟島団地」という。）を含む周辺地区のコミュニティ活性化を目的に、鳥取県と独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校（以下「米子高専」という。）により、協定を締結したので、その概要を報告する。

## 1 協定の目的

県及び米子高専が連携・協力して、「鳥取県営住宅における入居者支援等に係る目的外使用指針」（令和2年10月15日策定、以下「目的外使用指針」という。）に基づく上粟島団地学生ルームシェアの運営に取り組むとともに、彦名地区の自治連合会、社会福祉協議会及び公民館と連携して、上粟島団地を含む彦名地区のコミュニティ活性化を図る。

## 2 協定に至った背景

- ・米子高専から、目的外使用指針のカテゴリーの一つに定めている学生ルームシェアの設置について、学校と同じ地区内にある上粟島団地（米子市彦名町）において御要望をいただいた。
- ・この要望を受けて、10月下旬から入居する学生を公募し、1組2名の学生が12月から入居されることとなったため、学生ルームシェアの運営に当たり、県と米子高専が協力して学生と団地・自治会との調整や彦名地区のコミュニティ活動の活性化に取り組んでいくこととした。

＜上粟島団地の概要＞

昭和44年～平成22年建設、9棟129戸、高齢者世帯の割合57%（うち単身高齢者世帯19%）

## 3 上粟島団地学生ルームシェアの概要

### (1) 入居住戸

上粟島団地46-1棟 4DK（平成29年4月以降空室）

### (2) 入居要件

- ・大学、高専の学生（18歳以上に限る。）で学校等の推薦を受けた者が2名以上で居住すること。
- ・上粟島団地の属する自治会及び地区社会福祉協議会の意見を聞いた上で指定した以下の自治会活動及び地区社会福祉協議会活動に参加すること。

＜自治会及び地区社会福祉協議会等の活動＞

(1) 上粟島団地自治会の活動で、2カ月毎に開催される団地内清掃に参加（必須）
(2) 彦名地区の地域活動（次のいずれか1つ以上を選択して参加）
① 夏のじげおこし（夏祭り）の準備・参加
② 秋の公民館祭りの準備・参加
③ 秋の運動会の準備・参加
④ 水鳥公園ウォーキングの会場スタッフ（※テント等の設置作業等）
⑤ その他、自治会からの要望、入居学生からの申出があった活動で県が認めたもの

- ・使用期間は、原則1年間で、卒業するまで更新ができる。
- ・家賃は入居する学生の所得の合計額をもとに21,900円～32,700円の範囲内で決定する。

### (3) その他

学生が近隣等に迷惑行為を行った場合は、学校及び保護者が改善指導を行い、改善が見られない場合は退去とする。

## 4 協定調印式

(1) 日時 令和2年11月16日（月）午後3時30分から午後4時まで

(2) 場所 彦名14区集会所（米子市彦名町 県営住宅集会所）

(3) 出席者 鳥取県 知事 平井 伸治

国立米子工業高等専門学校 校長 寺西 恒宣

(4) 来賓 彦名地区公民館 館長 上坂 厚生

彦名地区自治連合会 会長 西尾 陸夫

彦名14区自治会（県住が属する自治会） 会長 福井 茂



## 5 事業スケジュール（予定）

令和2年11月16日 県と米子高専で協定締結

11月下旬 米子高専及び学生で入居準備

12月1日 学生の入居開始

## 県営住宅上栗島団地における学生ルームシェアに関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、県営住宅上栗島団地（以下「団地」という。）において運営する学生ルームシェア（2名以上の学生が共同で生活する住宅をいう。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙は協力して、鳥取県営住宅における入居者支援等に係る目的外使用指針（令和2年10月15日付第202000173699号生活環境部長通知。以下「指針」という。）に基づき、指針第6条に規定する学生ルームシェアの運営に取り組むとともに彦名地区自治連合会、彦名地区社会福祉協議会及び彦名地区公民館（以下「自治会等」という。）と連携して団地を含む周辺地区のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、甲が団地に設置する学生ルームシェアの運営に関して次の各号に掲げる事項を連携・協力して取り組むものとする。

- （1）入居する学生と団地及び自治会等との連絡・調整に関すること。
- （2）上栗島団地及び周辺地区のコミュニティ活性化に関すること。
- （3）その他前条に定める目的の達成に必要な事項に関すること。

（甲乙の役割）

第3条 甲は学生ルームシェアの運営にあたって、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）入居可能な住戸の提供及び居住にあたり必要な修繕
- （2）団地、自治会等からの連絡、要望事項等の伝達

2 乙は学生ルームシェアの運営にあたって、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）入居する学生の選考及び学生に対する入居前の生活指導
- （2）学生が団地入居者、周辺地区の住民又は自治会等に対して迷惑行為を行った場合の学生に対する生活指導
- （3）学生ルームシェアの使用料、団地の共益費又は自治会会費を滞納した場合の学生に対する納付指導

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立法人個人情報保護法」という。）に規定する個人情報をいう。）を本協定に関連する事業以外の自己の業務に使用し、又は相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、業務上の秘密等のうち、次の各号のいずれかに該当する情報を自己の業務に使用し、又は第三者に提供することができる。

- （1）開示の時点で既に公知の情報又はその開示を受けた当事者の責めによらず公知となった情報
- （2）開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- （3）開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有している情報
- （4）開示を受けた当事者が、開示された情報によらず独自に開発した情報

3 甲及び乙は、第1項に定めるもののほか、第7条に基づく検討の内容について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

4 甲及び乙は、本協定が第8条に定める有効期間の満了又は第9条による解除により効力を失った後も、第1項及び第3項による秘密保持の義務を負う。

（個人情報等の取扱い）

第5条 甲及び乙は、第4条に定めるところによるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法、独立法人個人情報保護法その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（情報の返却及び廃棄）

第6条 甲及び乙は、相手方から提供された情報が不要となった場合は、速やかに相手方に返却し、又は情報の復元若しくは判読が不可能な方法により消去若しくは廃棄するものとする。

（甲乙による協議）

第7条 甲及び乙は、第2条に定める協力事項の実施にあたり、必要な情報の共有及び事業実施上の課題に関する協議を行うため、必要があると認める場合は甲乙による協議を申し出ることができる。

（協定の期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前月末日までに別段の意思表示がなかった場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第9条 甲及び乙は、相手方に対して、本協定を解除しようとする日の1か月前までに書面による通知をなすことにより、第4条第4項に規定する義務を除き、相手方に何らの責任を負うことなく、本協定を解除することができる。

（協定の効力）

第10条 前2条により本協定が有効期間満了又は解除となる場合において、本協定の有効期間満了前又は解除前に合意した具体的な対象に係る業務協力については、本協定は効力を失わないものとする。

（その他）

第11条 本協定を変更する必要が生じた場合、本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

上記協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月16日

甲 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治

乙 米子市彦名町448番地 独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校 校長 寺西 恒宣

# 鳥取県住生活基本計画の改定について

令和2年11月27日  
住まいまちづくり課

鳥取県住生活基本計画（計画期間：平成28年度～令和8年度）の改定を行うため、鳥取県住生活基本計画検討委員会を設置し、第1回委員会を開催したので、その概要を報告する。

## 1 鳥取県住生活基本計画の概要

鳥取県住生活基本計画は、住生活基本法に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として次の事項について10年間の計画を定め、5年ごとに改定している。（平成18年度策定、平成23・平成28年度改定）

- ・住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針及び目標
- ・目標達成のために必要な施策に関する事項
- ・計画期間における公営住宅の供給の目標量
- ・その他住生活安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進するために必要な事項

## 2 鳥取県住生活基本計画検討委員会

### (1) 設置の目的

現行計画の改定に係る検討を行うに当たり、住生活に関する各分野の専門家の知見を反映するため設置する。

### (2) 第1回検討委員会の概要

○開催日時：令和2年11月18日（水）午後2時から3時30分まで

○主な内容：本県の人口の変化及び住宅の現状、今後検討すべき課題等

○委員からの主な意見

- ・住宅確保要配慮者への支援は県の取組によりかなり前進しているが、市町村レベルでの取組についても進めてもらいたい。
- ・中古住宅では省エネ性能など住宅の性能を表示し、消費者が選択しやすい環境があると良い。
- ・空き家の利活用は行政だけで進めるのではなく、自治会に協力してもらいながら、エリアを絞って面的に取り組むべきではないか。
- ・コロナ禍で住宅内にテレワークのスペースが持てない方が利用できるシェアオフィスを設置するなど新たなニーズへの対応が必要ではないか。

### 【検討委員会委員】

(12分野各1名／任期：令和2年10月15日～令和4年3月31日)

分野	氏名	所属／役職
学識経験（地域・社会）	倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部／准教授
学識経験（建築）	天野 圭子	米子工業高等専門学校建築学科／准教授
学識経験（社会政策）	長曾我部 まどか	鳥取大学工学部社会システム土木系学科／助教
環境・まちづくり	吉田 輝子	特定非営利活動法人まちなかこもんず
住宅・建築	霜村 将博	鳥取県住まいまちづくり協議会／会長
不動産	杉本 美智子	(公社) 鳥取県宅地建物取引業協会／理事
木造住宅	聲高 昌可	(一社) 鳥取県木造住宅推進協議会／会長
子育て	田中 亜未	西部地区子育てサークル代表者会／会長
障がい者	光岡 芳晶	障がい者生活支援センターすてっぷ／所長
高齢者	山根 博美	鳥取県介護支援専門員連絡協議会／東部支部理事
経済・民間	田中 大喜	鳥取商工会議所青年部／副会長
行政（市町村）	長谷川 智郁	倉吉市建設部建築住宅課／課長

## 3 改定スケジュール（予定）

令和2年11月 第1回委員会（人口の変化及び住宅の現状、今後検討すべき課題等）

令和3年1月 第2回委員会（新築住宅の性能、中古住宅の流通促進、建築技能者の確保等）

3月 第3回委員会（空き家対策、災害対策、景観形成等）

5月 第4回委員会（住宅確保要配慮者への居住支援、公営住宅の供給目標等）

7月 第5回委員会（各種施策、成果指標の見直し）

9月 第6回委員会（計画改定案の取りまとめ）

11月 パブリックコメント実施

令和4年1月 第7回委員会（計画改定案の修正・確認）

2月 改定計画の公表（県ホームページ）

## 上・下水道広域化・共同化検討会の開催概要について

令和2年11月27日  
水環境保全課

上・下水道の広域化・共同化に係る第2回検討会を県内3流域別に開催したので、その概要を報告する。

- 1 開催日 水道：令和2年11月19日(東部)、20日(中部、西部)  
下水道：令和2年11月9日(東部)、10日(中部、西部)
- 2 参加者 市町村：上・下水道担当課長ほか  
シミュレーション業務受託者：(水道) EY新日本有限責任監査法人  
(下水道) 日水コン・トーマツ共同企業体

### 3 概要

#### (1) 水道

##### ① 基礎調査結果(現状分析)

水道経営に係る「健康診断」を行いカルテを示し、将来の在り方を考察する。

区分	事 例
ヒト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数は、市31～111名、町1～5名程度</li> <li>・50歳以上が約30%を占める。⇒今後、経験年数や町の実態を踏まえて再整理する。</li> </ul>
モノ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道普及率は県平均98.0%(全国平均98.0%)で全国25位</li> <li>・上水道(12市町)：7市町で施設利用率が低く(55%未満)、かつ老朽化が進行している。</li> <li>・簡易水道(9市町)：4市町で施設利用率が低く、かつ債務規模が大きい。</li> </ul>
カネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道：10市町の経常収支比率は100%超で、全体の収益で費用が賄えている。</li> <li>・簡易水道：8市町の経常収支比率は100%未満で、全体の収益で費用が賄えていない。</li> </ul>

##### ② 財政シミュレーションの条件(自然体将来推計)

今後の事業効果を図る基礎数値となるため、条件設定については、受託者であるコンサルタントから提案し市町の意向を踏まえて進める。(市町の経営戦略等既存計画を可能な限り反映させ、未策定の場合は、市町の基本的な考え方を聞き取りして条件設定する。)

##### ③ 広域化・共同化パターンの検討

今後、施設の給水能力、給水に係る余力、標高等の地形を考慮して広域化の可能性のあるものについて、市町の意見を踏まえて、施設統合等のパターンを検討する。また、人口減少の大きな中山間地域の小規模な水道施設等の在り方や共同化等について検討する。

#### (2) 下水道

##### ① 基礎調査結果(現状分析)

区分	事 例
ヒト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数は、市15～147名(うち委託職員2～96名)、町村1～10名程度</li> </ul>
モノ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H30生活排水処理人口普及率は県平均94.1%(全国平均91.4%)で全国12位</li> <li>・下水道の処理場37、ポンプ場36のうち、処理場10、ポンプ場20が25年以上経過</li> </ul>
カネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H30の県平均使用料単価184.1円/m<sup>3</sup>(国推奨単価150円/m<sup>3</sup>)だが、料金回収率は25.8%～70.3%で、料金で費用が賄えていない。</li> <li>・全市町村の経常収支比率は100%未満で、全体の収益で費用が賄えていない。(H30実績：26.2～80.1%)</li> </ul>

##### ② 財政シミュレーションの条件(自然体の将来推計)

水道と同様に進める。

##### ③ 広域化・共同化パターンの検討

###### (ア) 汚水処理

各処理施設の処理能力と流入実績、余裕処理水量、施設稼働率、標高等を整理し、統合処理する設備能力の拡充等の必要性やコストを踏まえ検討する。

###### (イ) 汚泥処理

汚泥処理施設の処理能力と処理実績、維持管理単価等を整理し、各圏域で一括焼却処理、し尿・浄化槽汚泥を公共下水道の管渠に接続する集約処理及び移動脱水車の導入範囲の拡大などについて、具体的に検討する。

#### 4 今後の進め方

令和2年度：1～3月に検討会を2回開催し、シミュレーション条件の調整、自然体将来推計と広域化パターン選定、広域化等を進めるうえでの課題等を整理

令和3年度：パターン別の効果シミュレーション実施

令和4年度：広域化計画の策定